令和６年能登半島地震における市税に関する申告・納税等の期限の
延長について

令和６年能登半島地震により甚大な被害を受けられた皆様におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

松戸市では、この度の被害状況を考慮し、下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、松戸市市税条例第８条第１項の規定により、市税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

記

１　対象となる方

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

２　対象となる地域

	指　定　地　域
都道府県名	富山県、石川県

【※指定地域以外の被災者に係る期限の延長】

指定地域以外の被災者については、個別に申請していただくことにより、申告・納付等の期限が延長される場合があります。

３　申告・納付等の期限の延長

⑴　上記の指定地域に居住又は所在する納税者等につきましては、令和６年１月１日以降に到来する市税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。

なお、特別徴収義務者につきましては、状況に応じ個別に対応をいたします。

⑵　申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては未定です。

４　既にお送りした納付書について

既に松戸市から送付させていただいている納付書については、記載されている納期限（延長前の納期限）後も、そのまま有効なものとして、ご利用いただけます。